

## 中国子会社の再編・撤退 (3)

### - 再編 ② 管理性公司 -



弁護士 松本 亮  
弁護士 松本 亮

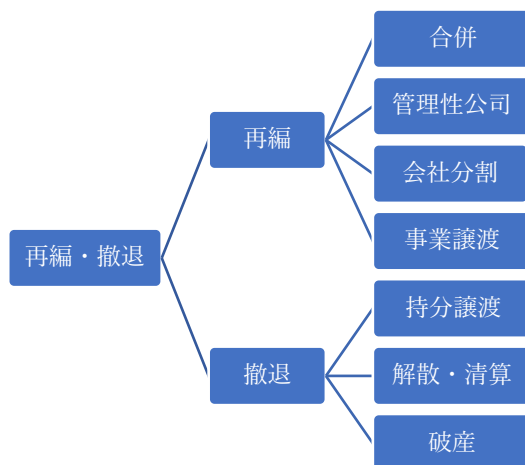
PROFILE

#### 1 管理性公司とは

管理性公司とは、グループ企業のそれぞれの会社に対して、資金管理、購買、販売、人員のビザなどの管理、その他様々なサービスを提供する会社である。

似た概念として投資性公司という形態もあるが、管理性公司は投資性公司と異なり、必ずしも他のグループ企業への出資を前提としていない点異なる。投資性公司は、グループ企業に対して人事管理等のサービスを提供することができ、資金援助等も可能というメリットがあるものの、資本金などの設立要件が厳しく、一部の企業を除いて投資性会社を設立することは難しいというデメリットがある。

他方で管理性公司は、投資性公司に比べて、設立要件が緩やかであり、かつグループ企業の様々なサービスに関する管理を一括して対応することにより、各グループ企業にて別々に管理する場合に比べてコストを削減することが可能である。そのため、中国に多数の子会社を有しながら、まだ管理性公司を設置していないという会社にとっては、再編のための一つの方法となりうると考える。



#### 2 地域本部認定

管理性公司であれば管理性業務を行うことができるのかというと、そういうわけではない。地方の政府から地域本部として認定されることが必要となる。その要件は、上海、北京、広州などの都市ごとに個別に定められているが、例えば上海であれば、上海市跨国公司設立地区本部奨励規定（最新版は2022年11月9日か

ら施行、以下「奨励規定」という。）に基づき、地域本部の認定要件は以下のように定められている。

- ① 独立法人としての資格を有する外商投資企業であること
- ② 国外の親会社が直接または間接に50%を下回らない持分を有しており、親会社の資産総額が2億米ドル以上であること
- ③ 登録資本が200万米ドル以上であること
- ④ 基本的に上記条件を満たし、かつ地区経済の発展に突出した貢献がある場合も斟酌することが可能

#### 3 管理性公司のメリット

管理性公司として地域本部の認定を受けることができた場合のメリットは地方ごとに異なるが、例えば上海であれば奨励規定に基づき、以下の通り規定されている。このようなメリットを享受することにより、グループ企業全体としてのコスト削減につながりうると思われる。

##### (1) 資金援助及び奨励（奨励規定9条）

要件を満たす地域本部は資金援助や奨励を受けることができるとされている。具体的な要件や内容は関連部門が別途制定するとされている。

##### (2) 資金運用及び管理（奨励規定10条）

人民銀行の上海本部、国家外貨管理局上海分局は地域本部企業が資金をプールすることに協力する。地域本部企業が条件を満たす場合には、グループ企業間での資金の調達、回収、投資、融資等の業務に資金を運用することができる。

##### (3) 貿易の便利性（奨励規定11条）

地域本部企業が貿易を行うにあたっては、直接外貨の手続きを行うことができ、条件を満たす場合にはホワイトリストに掲載の上で、貿易が便利になる手続を採ることができる。

##### (4) 科学技術ベンチャーの援助（奨励規定12条）

地域本部企業は、上海市のベンチャープラットフォームに参加することができる。条件を満たす場合

には、補助等を申請することも可能とされている。

(5) インターネットによる商業登記（奨励規定13条）

インターネットによる商業登記が可能であり、電子営業許可証や電子印鑑等も発行が可能とされている。

(6) プロジェクト投資（奨励規定14条）

地域本部企業のプロジェクトが条件を満たし上海市の重点プロジェクトに入った場合には、上海市はその実行を全面的に援助し、条件を満たした場合には資金援助もありうるとされている。

(7) 人材の移動（奨励規定15条）

留学から帰国した人員や海外人員が上海市で住むための様々な手続き上のサポートを行うとされている。

(8) 出入国管理の簡便性（奨励規定16条）

海外と行き来する中国人や、上海で仕事をする外国

人に対し、出入国に必要なビザなどの発給を簡便化するとされている。

#### 4 再編の方法としての管理性会社の活用

中国に多くの子会社を有する日本企業の場合、投資性会社を設立して、その傘下に全ての中国子会社をぶら下げる方法を採用する。しかし実際には、中国に対する出資は独資もあれば合弁もあり、簡単にまとめることができないという状況もある。また冒頭で述べたとおり、投資性会社を設立するためには、厳格な要件をクリアする必要がある。そこで管理性会社を設立した上で、地域本部として認定を受け、上記のようなメリットを享受することにより、中国全体としてのコストパフォーマンスを上げるとともに、中国ビジネスをより効率的に進めることができるだろう。

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：[info\\_china@ohebash.com](mailto:info_china@ohebash.com)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。